

【事例 3】

契約業者からの成果物の納品が履行期限までに完了していないにもかかわらず、こうした場合に会計法令上必要となる会計手続等を行わないで、当該業務が完了したという事実と異なる報告書を作成し、代金を支払った → 戒告処分

【事例 4】

上司から繰り返し注意を受けていたにもかかわらず、暴言を吐く、指導に際し部下職員の前を掴むなどして、職場内の複数の職員に精神的苦痛を与えた → 減給処分

3 争議行為等の禁止(国公法第98条第2項)

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

国家公務員は国民全体の奉仕者として勤務することが求められていますが、争議行為等を行うことは、公務の停廃をもたらす、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがあるため、禁止されています。

内容

- ◆ 争議行為とは、職員の集団がその要求を貫徹するための手段として国の業務の正常な運営を阻害する行為です。
- ◆ 争議行為等の態様には、
 - ① 職員が共同して労働力の供給を停止するもの(いわゆるストライキ)
 - ② 職員が共同で作業能率を意識的に低下させる怠業などがあり、このような争議行為等に直接参加する実行行為のほか、争議行為等を企てたり、その遂行を共謀し、そそのかし、あおるといった企画、助長などの行為も禁止されています。
- ◆ 争議行為等を行った場合は、
 - ・ 国に対し、法令に基づいて保有する任命又は雇用上の権利を主張できません。
 - ・ 違法な争議行為の遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったり、これらの行為を企てたりした者には、刑事罰が科せられることがあります。